

## 1 対象マンション

- ・『大阪市大規模マンションの建設による保育需要の増加に対応するための保育施設等の整備に係る事前協議に関する条例』で定める事前協議の対象となるマンションで、大阪市が保育施設等の整備に関し協力の要請を行ったものに限り、ます。
- ・優先利用の対象となる保育施設等は、対象マンションの敷地内または対象マンションに隣接する場所に整備されたもので、マンションへの入居が始まってから1年以内に開設するものに限り、

## 2 対象者

- ・マンションを借りている人等も含め、対象マンションにお住まいの方であれば優先利用の対象となりま  
す。

## 3 優先的な利用調整の対象となる保育施設等

- ・大規模マンション建設事業者が優先的な利用調整の対象となることを希望する旨の届出を大阪市に行った保育施設等に限り、対象マンションに設置されるすべての保育施設等が優先的な利用調整の対象となるものではありません。

## 4 個々の大規模マンションにお住まいの方の優先利用を認める期間

- ・保育施設等の開設後5年間

## 5 利用調整の方法

- ・対象マンションにお住まいの方を優先するのは、対象マンション内の保育施設等を第1希望とした場合に  
限定します。
- ・対象マンションにお住まいの方から入所枠を超える利用申込があった場合は、対象マンションにお住まい  
の方の間で保育利用調整基準に基づき利用調整を行います。
- ・優先利用を認める期間中に対象マンション以外にお住まいの方から利用申込があった場合は、対象マンシ  
ョンにお住まいの方を優先した上で入所枠が残っていれば、対象マンション以外にお住まいの方の利用を  
認めることとします。

## 6 留意事項

- ・建設事業者が保育施設等の整備をしようとしても、当該マンション内で保育施設等の運営を行う事業者を  
確保できない場合があります。
- ・保育施設等について大阪市の設置認可が下りない場合があります（認可基準を満たさない等）。
- ・保育施設等の利用開始希望日時点で対象マンションに入居している（入居予定である）必要がありますの  
で、保育施設等の開設時期とマンションへの入居時期がずれることにより、優先利用の対象とならない場  
合があります。
- ・入所枠よりも優先利用の対象となる希望者の数が多く、結果として当該保育施設等の利用ができない場  
合があります。
- ・すでに入所しているこども（マンション外に居住するものを含む。）で定員が充足し、入所枠に空きがな  
い場合は、当該保育施設等の利用はできません。
- ・保育にあたっては個々のこどもの状態に応じた保育環境を整える必要があり、当該保育施設等においてこ  
どもの状況に応じた保育環境が整わない場合には、当該保育施設等を利用できない場合があります。
- ・保育施設等（マンション外の保育施設等を含む）の利用を確約するものではありません。